

行政文書一部公開決定通知書

30 観名保第 36 号
平成 30 年 5 月 16 日

名古屋市民オンブズマン
代表 滝田 誠一 様

実施機関

名古屋市長 河村 たかし



平成30年4月2日付けで請求のあった行政文書の公開については、名古屋市情報公開条例第10条第1項の規定により、次のとおりその一部を公開することと決定しましたので通知します。

行政文書の名称	「名古屋城天守閣整備事業基本設計その他業務委託」 1 天守閣基本設計業務 2 調査業務 3 積算業務のうち、積算の結論がわかるもの 4 施工技術検討業務 5 関係法令等行政手続き	
行政文書の公開の日時及び場所	日 時	平成 30 年 5 月 18 日 午前 / 時 午後
	場 所	市民情報センター (市役所西庁舎 1 階)
行政文書の公開の方法	1 閲覧 ② 写しの交付 3 視聴	
行政文書の一部を公開しない理由	<ul style="list-style-type: none"> 株式会社竹中工務店の従業員の氏名に関する部分については、特定の個人を識別することができるもののうち、通常他人に知られたくないと認められるため (名古屋市情報公開条例第7条第1項第1号)、非公開とします。また、同社において外部に公開していない電話番号については法人の内部管理に関する情報であり、公にすることにより法人の事業運営に支障をきたすと認められるため (名古屋市情報公開条例第7条第1項第2号)、非公開とします。 株式会社竹中工務店の保有する独自の技術等に関する部分は、公にすることにより法人の通常有する競争上の利益が損なわれると認められるため (名古屋市情報公開条例第7条第1項第2号)、非公開とします。 文化庁等との協議に関する情報については、当該情報が 	

	<p>公開されることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため（名古屋市情報公開条例第7条第1項第4号）、非公開とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事費の積算等に関する部分は、公にすることにより名古屋城天守閣整備事業に関する事務の公正又は適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報を含むため（名古屋市情報公開条例第7条第1項第5号）、非公開とします。
備考	<p><決定を行った所管課・公所> 観光文化交流局名古屋城総合事務所保存整備室 TEL 052-231-2481</p>

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、名古屋市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日（審査請求をしたときは、裁決書の送達を受けた日）の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋市を被告として（市長が被告の代表者となります。）処分の取消しの訴え（取消訴訟）を提起することができます。なお、6箇月以内であっても、処分又は裁決の日から1年を経過すると取消訴訟を提起することができなくなります。

注 行政文書の公開を受ける際には、この通知書を提示してください。